

雇用・就労のために

1 相談の窓口

(1) 公共職業安定所

職業紹介等職業に関するあらゆる相談を行います。特に公共職業安定所には専門の職員が配置されていて、障害者の職業問題についてきめ細かな相談に応じています。

安定所名	所在地	電話番号、ファックス番号
ハローワーク奈良	〒630-8113 奈良市法蓮町387 (奈良第3地方合同庁舎内)	TEL 0742-36-1601 FAX 0742-36-1608
ハローワーク大和高田	〒635-8585 大和高田市池田574-6	TEL 0745-52-5801 FAX 0745-53-4181
ハローワーク桜井	〒633-0007 桜井市外山285-4-5	TEL 0744-45-0112 FAX 0744-45-3990
ハローワーク下市	〒638-0041 吉野郡下市町下市2772-1	TEL 0747-52-3867 FAX 0747-52-0406
ハローワーク大和郡山	〒639-1161 大和郡山市観音寺町168-1	TEL 0743-52-4355 FAX 0743-55-0670

(2) 奈良障害者職業センター

障がいをおもちの方に対して、ハローワーク（公共職業安定所）と協力して、就職に向けての相談、職業能力の評価、就職前の準備訓練から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障がい者の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。

所在地	〒630-8014 奈良市四条大路4丁目2-4 TEL 0742-34-5335 FAX 0742-34-1899
-----	--

(3) 障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障がいをおもちの方に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行います。

名 称	所 在 地	電話番号
なら障害者就業・生活支援センター コンパス	〒630-8115 奈良市大宮町3-5-39 やまと建設第3ビル302	TEL 0742-32-5512 FAX 0742-93-7712
なら東和障害者就業・生活支援センター たいよう	〒633-0091 桜井市桜井232 ヤカビル3階302号室	TEL 0744-43-4404 FAX 0744-43-4404
なら西和障害者就業・生活支援センター ライク	〒636-0802 生駒郡三郷町三室1丁目10-19	TEL 0745-51-2001 FAX 0745-31-7721
なら中和障害者就業・生活支援センター ブリッジ	〒634-0812 橿原市今井町2-9-19今井長屋1	TEL 0744-23-7176 FAX 0744-23-7176
なら南和障害者就業・生活支援センター ハローJob	〒638-0821 吉野郡大淀町下湊158-9	TEL 0747-54-5511 FAX 0747-54-5501

2 就業・雇用促進

障害者の雇用促進及び職業の安定については、雇用対策法、職業安定法、障害者の雇用の促進等に関する法律、職業能力開発促進法等によって、次のような措置が行われています。

項 目	内 容	金 額 等	問い合わせ先
公共職業訓練 (施設内訓練)	障害者に対して必要な技能を習得させることにより、就職を容易にし、職業の自立を図ることを目的とした訓練で、主として障害者職業能力開発校で行っている。 訓練期間は6か月～3年	①訓練費用は無料 ②訓練手当(訓練生) 基本手当 (1日3,530～4,310円) 受講手当 (受講1日につき700円) 交通費支給	ハローワーク (公共職業安定所)

項 目	内 容	金 額 等	問い合わせ先
公共職業訓練 （障害者の態 様に応じた多 様な委託訓 練）	企業、社会福祉法人、NPO法人、民間 教育訓練機関等に委託して、障害者が居 住する地域において、就職に必要な知識 ・技能を習得するための訓練を実施して います。 ①知識・技能習得訓練コース ②実践能力習得訓練コース ③在職者訓練コース 訓練機関は1ヶ月～3ヶ月	訓練費用は無料	ハローワーク （公共職業安定所）
職場適応訓練	作業環境に適応することを容易にするた め、都道府県が事業所に委託して訓練を 実施するもので、訓練修了後は、事業所 に雇用されることを前提としています。 訓練期間は原則として6か月（中小企業 における訓練及び重度障害者は1年以内）	①訓練手当（訓練生） （1日 3,530～3,930円） 受講手当 （受講1日につき 700円） 交通費支給 ②職場適応訓練委託費 （事業主） 訓練生1人につき 月額 24,000円 （重度 25,000円）	“
短期職場 適応訓練 （職場実習）	実際に従事する仕事を経験させ訓練対象 者に就業の自信を、事業主には対象者の 技能程度、適応性の有無等を把握させ、 作業環境に適応することを容易にするも ので、都道府県が事業主に委託して行う。 訓練期間は原則として2週間以内（重度障 害者は4週間以内）	①訓練手当（訓練生） （1日 3,530～3,930円） 受講手当 （受講1日につき 700円） 交通費支給 ②職場適応訓練委託費 （事業主） 訓練生1人につき 日額 960円 （重度 1,000円）	“